

午後2時00分 開会

議 長

ただいまの出席委員は12人中10名です。
定足数に達しておりますので第16回新城市農業委員会総会を開会します。

議 長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)
異議ないものと認め指名いたします。
農業委員9番
農業委員10番 お願いします。

議 長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。
始めに第65号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第65号議案について説明いたします。
議案書2ページをご覧ください。所有権移転が5件です。
お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。
それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番。譲受人の経営規模拡大のため贈与により所有権移転するものです。
譲渡人は高齢で維持管理困難のため譲り渡すもので、Sバス中宇利線境松バス停より北東350mにある農地です。
申請地は譲受人の自宅から徒歩1分の距離にあり、通作に問題はありません。
農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は申請者が50年、妻38年であり、農作業に必要な農機具を所有しています。
年間予定従事日数は申請者が150日、妻が100日であり、必要な農作業従事をしています。
取得後の経営予定面積は7,413.85㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。
権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号2番。譲受人の経営規模拡大のため贈与により所有権移転するものです。
譲渡人は高齢かつ維持管理困難なため譲り渡すもので、一畝田交差点より西へ約150mにある農地です。
申請地は譲受人の自宅から自動車で8分の距離にあり、通作に問題はありません。
農業従事者は、譲受人・妻・子の妻がおり、農作業歴は譲受人61年、妻41年、子の妻22年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。
年間従事日数が譲受人と妻が150日、子の妻が150日あり、必要な農作業従事をしています。
取得後の経営予定面積は4,277㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。
権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号3番。譲受人の経営規模拡大のため贈与により所有権移転するものです。
譲渡人は維持管理困難な譲り渡すもので、道の駅三河三石から西へ約195mにある農地です。
農業従事者は譲受人と妻がおり、農作業歴は譲受人が50年、妻が40年で、農作業に必要な農機具を所有しています。
年間従事日数は譲受人が200日、妻が150日あり必要な農作業従事をしています。
取得後の経営面積は2,991㎡であり、鳳来地区の下限面積を超えています。
権利取得後は、水稻の栽培を予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

	<p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号4番。譲受人の新規就農のため売買により所有権移転するものです。譲渡人は遠隔地在住のため譲り渡すもので、Sバス長篠山吉田線多利野バス停より南西に約130m以内にある農地です。</p> <p>申請地は譲受人の入居予定の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありませぬ。</p> <p>農業従事者は譲受人と妻がおり、農作業歴は譲受人、妻とも0年ではあるが、愛知東農協営農センターのサポートを受けて農業を行う予定であり、農作業に必要な農機具は、今後導入予定をしています。譲受人の年間従事日数が譲受人と妻ともに150日あり、必要な農作業従事が見込まれます。</p> <p>取得後の経営予定面積は1,288㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。</p> <p>権利取得後は、果樹と野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>次の4ページをご覧ください。</p> <p>申請番号5番。譲受人の経営規模拡大のための売買により所有権移転するものです。譲渡人は遠隔地在住のため譲り渡すもので、寺林公民館から南西に約170mにある農地です。</p> <p>申請地は譲受人の自宅から徒歩2分の距離にあり、通作に問題はありませぬ。</p> <p>農業従事者は譲受人のみで、農作業歴は20年、農作業に必要な農機具を所有しています。</p> <p>年間従事日数は譲受人が180日あり、必要な農作業従事をしています。</p> <p>取得後の経営予定面積は1,298㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。</p> <p>権利取得後は、梅の栽培を予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p>
議 長	<p>以上、申請番号1番から5番について、許可相当であることを原案といたします。</p> <p>これで、第65号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か細く等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第65号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め第65号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第66号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第66号議案について説明させていただきます。議案書4ページをご覧ください。</p> <p>所有権移転12件、使用貸借権設定1件です。議案書5ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番と2番は同じ事業者による太陽光発電施設への転用ですので一括して説明いたします。申請者、申請地記載のとおり。この案件について譲受人は、豊田市に本店を置き、県内全域を対象に太陽光発電施設を運営しております。今般、更なる事業の拡大を行うため申請地を太陽光発電施設とするものです。</p> <p>農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。</p>

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について借人は、豊川市にて夫と二人で生活をしているが、将来を見据え、住宅の建築を検討していたが所有する土地はなく、父所有の土地を提供していただけることになり申請地に住宅を建築するものです。

農地区分は、JR茶臼山駅の北約400mに位置し、駅より概ね500m以内の区域にある農地に該当するため、2種農地と判断しました。

周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

議案書6ページをご覧ください

申請番号4番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、広島県に本店を置き、全国300か所において太陽光発電事業を営んでおります。また関係会社で電力販売をおこなっているため、自社で発電したものを民間へ販売もしており、そのためにもより広域的な事業展開を図るべく更なる事業の拡大を行うため申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号5番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、豊川市に本社を構えておりますが、工場は豊川市と日吉にあります。日吉の工場の敷地内には駐車スペースが1台しかなく、近くに賃貸借で3台分用意しているが、従業員とお客様用にあと5台確保するため申請地を駐車場とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

集落に接続して設置される申請地周辺居住者の業務上必要な施設ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号6番から議案書7ページの9番までは同じ事業者による太陽光発電施設への転用ですので一括して説明いたします。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、名古屋市内で建設業、電気工事業を営んでおり、今般事業拡大のため申請地4か所を太陽光発電施設とするものです。

	<p>農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し2種農地と判断しました。</p> <p>周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま</p> <p>議案書8ページをご覧ください。</p> <p>申請番号10番から12番までは同じ事業者による太陽光発電施設への転用ですので一括して説明いたします。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>この案件について譲受人は、静岡県内で建設業、電気工事業を営んでおり、今般事業拡大のため申請地3か所を太陽光発電施設とするものです。</p> <p>農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し2種農地と判断しました。</p> <p>周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま</p> <p>議案書9ページをご覧ください</p> <p>申請番号13番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>この案件について、譲受人は、妻と2人で浜松市中区の借家に居住しています。農業に興味があり、農地付きの住宅を探していたところ、申請地の隣接地である黄柳野字登ノ元の住宅（農地付き）の紹介を受け購入し、農業をしながらカフェを営営するため、移住を予定しています。住宅に隣接する敷地内だけでは駐車スペースが十分でないため、申請地を駐車場として利用するものです。</p> <p>農地区分は、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し2種農地と判断しました。</p> <p>住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに供するものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま</p> <p>以上、第66号議案13件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 第66号議案の説明は以上です。</p> <p>議長 事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p> <p>議長 その他、ご発言はありますか。</p> <p>議長 ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p> <p>議長 第66号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p> <p>議長 賛成多数と認め、第66号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
--	---

議 長	<p>次に第67号議案の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。</p> <p>使用貸借権設定8件14, 774㎡、賃借権設定1件8, 887㎡、所有権移転1件2, 152㎡合計10件25, 813㎡であり、内新規設定が6件です。</p> <p>議案書11ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1～2番 新規就農です。</p> <p>名越地内の畑2筆3, 693㎡に使用貸借権を設定し、水稻、野菜の作付けをします。</p> <p>申請番号3番 上平井地内の田1筆2, 225㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>申請番号4番 上平井地内の田1筆1, 417㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>申請番号5番 上平井地内の田3筆2, 505㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>申請番号6番 作手高松地内の畑2筆1, 470㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。</p> <p>申請番号7番、8番は更新案件です。</p> <p>議案書12ページをご覧ください。</p> <p>9番は、中間管理事業による転貸の案件です</p> <p>申請番号9番 作手白鳥地内の田6筆8, 887㎡に賃借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>次は農林業公社しんしろが行う農地所有者代理事業による所有権移転の案件で、要件に合致した場合には、公社が農業者に代行して手続を行います。要件としては、市の基本計画である農業生産の基礎となる優良農地の確保や、効率的かつ安定的な農業経営体の育成や強化、及び権利設定後に備える要件として耕作等の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行う事、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事する、また所有権移転に関しては農地の集団化を図るために必要な場合に地域の農業者との連携が図られていることなど特別な事情がある場合に限られています。</p> <p>申請番号10番 一畝田地内の畑1筆2, 152㎡に賃借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>以上、番号1番から10番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので第 号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の番号6番、7番について、3番委員、12番委員が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限を受けますので、議事参与の制限を受ける案件以外の番号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p> <p>議事参与を受ける案件以外の番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を</p>

	<p>お願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、該当番号については原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、番号6番になります。ここで3番委員には、一時退室をお願いします。 (委員退室)</p>
議 長	<p>それでは、3番委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言ありません。採決を取りたいと思います。 該当番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第67号議案の該当番号については原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>事務局は3番委員を入室させてください。 (委員入室・着席)</p>
議 長	<p>続いて、番号7番になります。ここで12番委員には、一時退室をお願いします。 (委員退室)</p>
議 長	<p>それでは、12番委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言ありません。採決を取りたいと思います。 該当番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第67号議案の該当番号については原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>事務局は12番委員を入室させてください。 (委員入室・着席)</p>
議 長	<p>次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、議案書13ページをご覧ください。 報告第1から第5、報告案件計14件について説明いたします。14ページをご覧ください。 (議案書15ページから20ページの内容を議案書のとおり朗読)</p>
議 長	<p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。</p>
議 長	<p>以上をもちまして第16回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。</p>

午後3時00分議長は本会の閉会を宣した。

上記会議の顛末を記載した内容に相違ないことを称するため下記に署名する

議 長

委 員

委 員